太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン

松阪市　建設部　都市計画課

松阪市景観計画では、太陽光発電施設の設置に関して、周辺の景観から突出しないための景観形成基準を定めています。

このガイドラインは、太陽光発電施設に関する景観形成基準に適合しつつ、より良好な景観の形成に配慮していただくため、留意すべき基本的な事項を取りまとめたものです。設置者（事業者）は、このガイドラインに沿って設置計画を進めることで、できる限り景観への影響を回避・低減するための工夫や対策を講じる必要があります。

太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインの構成

景観形成基準
行為にあたって守るべき基準

＋

配慮事項（チェック項目）
良好な景観形成のために、景観形成基準に加えて配慮すべき事項

○景観計画に規定する、基準及び色彩、配置などの基本的な内容

○基本的な内容について、「色彩、素材」「配置、緑化等」などに関して具体的に配慮すべきチェック項目

１．景観形成基準

○　建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

太陽光発電施設の景観形成基準等は、その内容の検討及び審議を現在行っており、今後、「松阪市景観計画」の改正手続きを経て追加・変更される予定です。

それまでの間に太陽光発電施設を設置される場合は、当ガイドラインの配慮事項に留意し、行為の内容が届出対象の場合は、現行の松阪市景観計画における景観形成基準に適合し、周辺景観と調和したものとなるよう事業を計画して下さい。

また、松阪市景観計画による届出が必要な行為や景観形成基準、届出の手順等については、「松阪市景観計画」、「松阪市景観計画に基づく届出の手引き」をご覧ください。

２．良好な景観形成のための配慮事項（チェック項目）

(1) 規模、配置、緑化等

① 太陽光発電施設の高さについては、設置面から３ｍ以下とすること。

② 太陽光パネルは向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置とすること。

③ 周辺の主要な道路や公園等の公共の場所から見える場所や民家等に隣接した場所に設置する場合は、できる限り後退して配置するなどの工夫により、周辺景観や民家等への圧迫感の軽減、太陽光の反射の軽減などに配慮するとともに、植栽などの緩衝帯を設け直接見えないよう目隠しを行うなど、できる限り目立たないようにすること。

④ 山頂や尾根線、丘陵地稜線、高台等での設置は避けること。やむを得ず設置する場合は、太陽光発電施設が突出しないようにすること（土地の形状に違和感を与えないこと）。

⑤ 重点地区、あるいは景観重要建造物や、景観重要公共施設近傍では、地上型太陽光発電施設の設置を避けること。

⑥ 太陽光発電施設が、豊かな自然環境や歴史的資源等に近接する場合は、太陽光パネルの配置を工夫したり、植栽により修景するなど、人工物（土台や支柱を含む）の存在感を軽減させる工夫をすること。

⑦ 勾配屋根に設置する場合は、屋根からの突き出しがないように設置すること。

⑧ 陸屋根に設置する場合は、パネルの最上部をできる限り低くし、目隠し等を行うこと。

(2) 色彩、素材

① 太陽光パネルの色彩は、原則として、黒又は濃紺系もしくは低明度・低彩度の目立たない色彩とするとともに、周辺から視認可能な場合は周囲の景観と調和した色彩（建築物の屋根等に設置する場合は、屋根等と一体的に見える色彩）とすること。

② 太陽光パネルは、低反射で文字や絵・図等が描かれていないなど、模様が目立たないものを使用すること。

③ フレームや架台、脚部やパワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備や防草シートなどの色彩は、周囲から太陽光発電施設が見えないような措置等を行う場合を除き、周囲の景観と調和した色彩（建築物に設置する場合は、建築物と一体的に見える色彩）とすること。

(3) その他

① 予め雑草等の生育をできる限り抑える仕上げとするなど、稼働後に敷地や設備機器類の維持管理が省力化できるよう努めること。

② 架台、脚部については、仮設的な構造物を避けるなど、周辺景観との調和に配慮したものとすること。

３．維持管理

太陽光発電施設（附属設備を含む）及び敷地については、定期的に保守点検を行うなど適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観の悪化を防ぐよう努めること。

４．景観法に基づく届出

松阪市では、景観法第１６条第１項に基づく「景観計画区域内における行為の届出書」の提出にあたり、事前相談を義務付けています。手続きについては、別冊「届出の手引き」を確認し、次の点を留意の上で手続きを行って下さい。

① 計画内容の変更等が可能な段階で事前相談を行うこと。

② 候補地選定に至る過程においても景観シミュレーションを行うこと。

(1) 規模、配置、緑化等

① 太陽光発電施設の高さについては、設置面から３ｍ以下とすること。

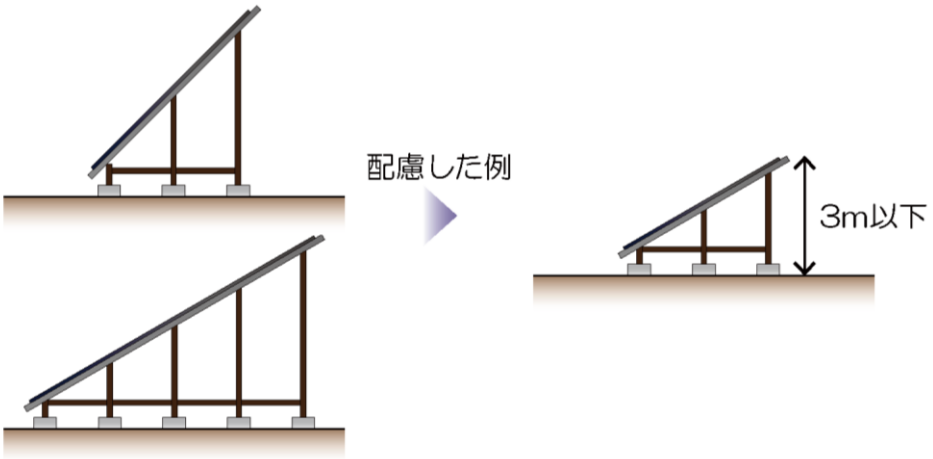

② 太陽光パネルは向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置とすること。

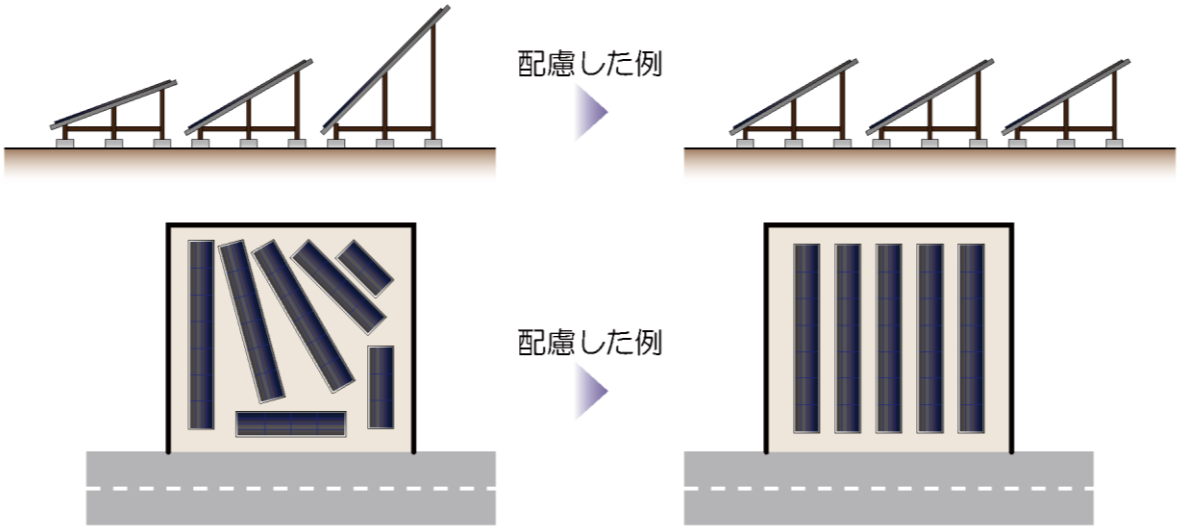

③ 周辺の主要な道路や公園等の公共の場所から見える場所や民家等に隣接した場所に設置する場合は、できる限り後退して配置するなどの工夫により、周辺景観や民家等への圧迫感の軽減、太陽光の反射の軽減などに配慮するとともに、植栽などの緩衝帯を設け直接見えないよう目隠しを行うなど、できる限り目立たないようにすること。

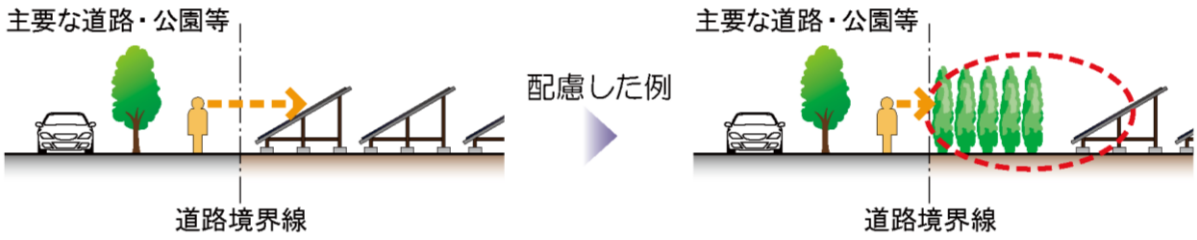

④　山頂や尾根線、丘陵地稜線、高台等での設置は避けること。やむを得ず設置する場合は、太陽光発電施設が突出しないようにすること（土地の形状に違和感を与えないこと）。

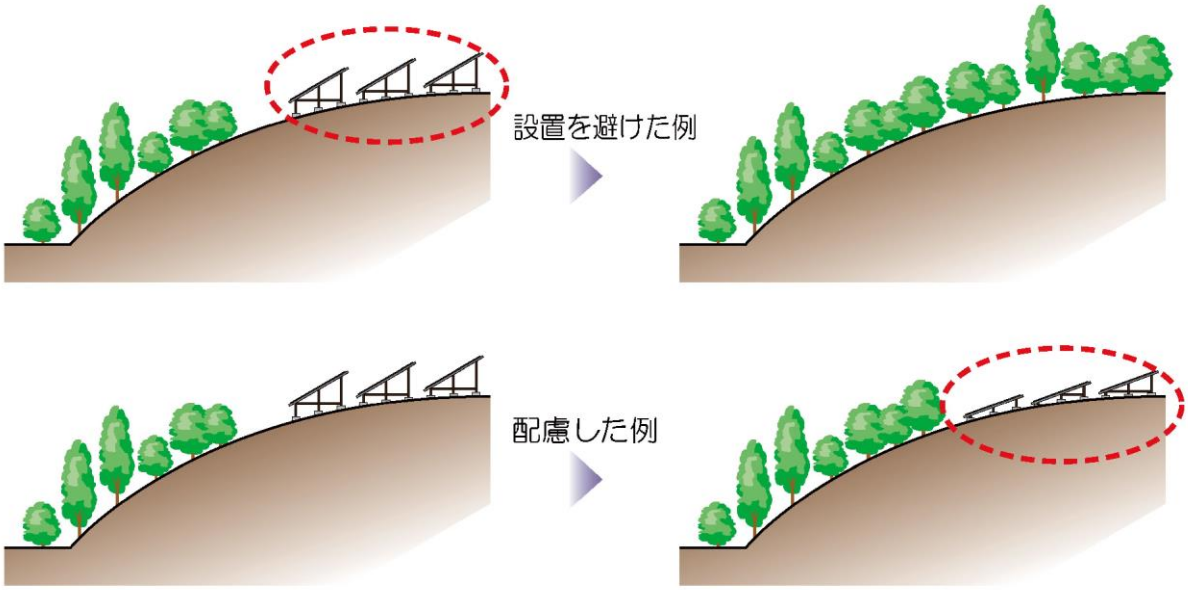

⑤　重点地区、あるいは景観重要建造物や、景観重要公共施設近傍では、地上型太陽光発電施設の設置を避けること。

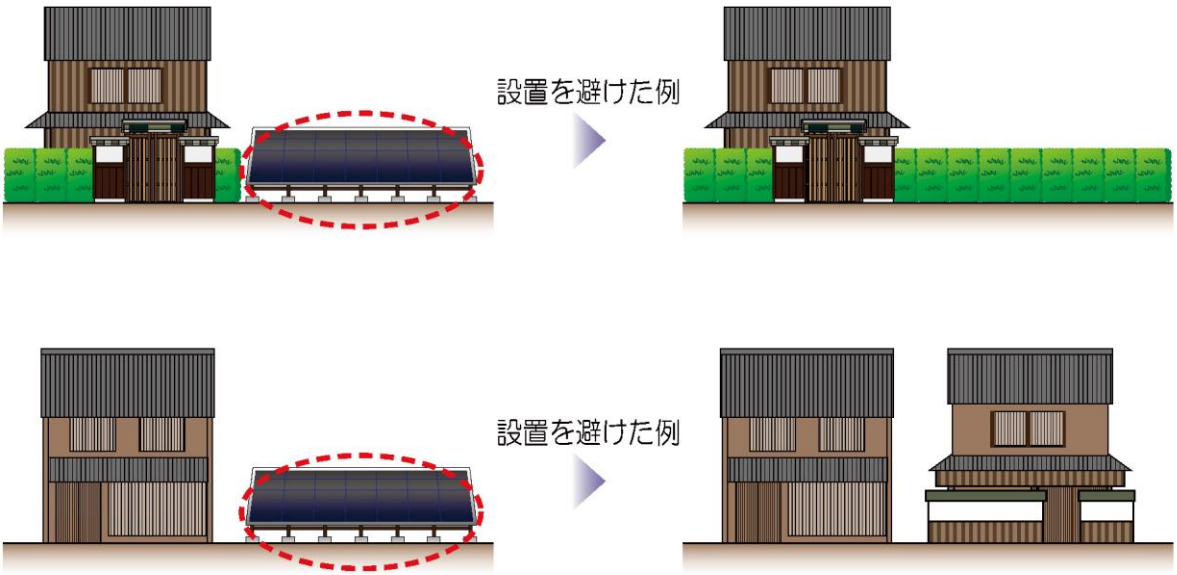

⑥　太陽光発電施設が、豊かな自然環境や歴史的資源等に近接する場合は、太陽光パネルの配置を工夫したり、植栽により修景するなど、人工物（土台や支柱を含む）の存在感を軽減させる工夫をすること。

⑦　勾配屋根に設置する場合は、屋根からの突き出しがないように設置すること。

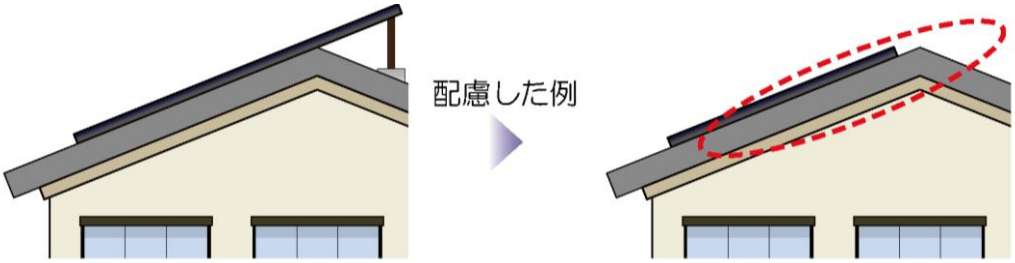

⑧　陸屋根に設置する場合は、パネルの最上部をできる限り低くし、目隠し等を行うこと。

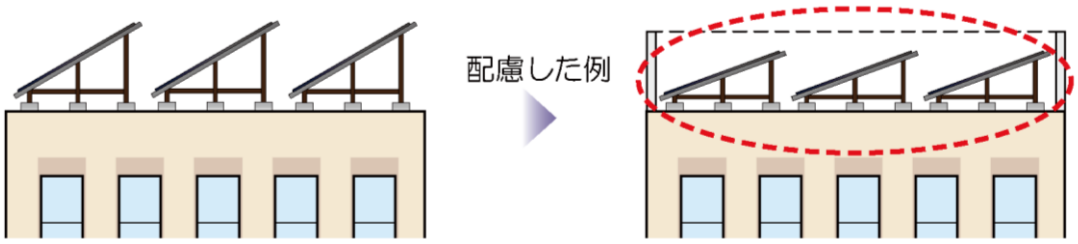

(2) 色彩、素材

① 太陽光パネルの色彩は、原則として、黒又は濃紺系もしくは低明度・低彩度の目立たない色彩とするとともに、周辺から視認可能な場合は周囲の景観と調和した色彩（建築物の屋根等に設置する場合は、屋根等と一体的に見える色彩）とすること。

② 太陽光パネルは、低反射で文字や絵・図等が描かれていないなど、模様が目立たないものを使用すること。

③ フレームや架台、脚部やパワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備や防草シートなどの色彩は、周囲から太陽光発電施設が見えないような措置等を行う場合を除き、周囲の景観と調和した色彩（建築物に設置する場合は、建築物と一体的に見える色彩）とすること。

(3) その他

① 予め雑草等の生育をできる限り抑える仕上げとするなど、稼働後に敷地や設備機器類の維持管理が省力化できるよう努めること。

② 架台、脚部については、仮設的な構造物を避けるなど、周辺景観との調和に配慮したものとすること。